



佐賀県公報

平成17年
12月28日
(水曜日)
第 12699号

目 次

規 則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 (二三七・情報・業務改革課) 二

- ◎特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

- ◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則 (二三九・職員課) 四

- ◎市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則 (一四〇・市町村課) 五

告 示

- ◎民生委員の定数 (一三九・職員課) 四

- ◎生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更 (六四一・地域福祉課) 五

- ◎生活保護法に基づく医療機関の指定 (六四二・〃) 六

- ◎生活保護法に基づく指定居宅介護機関の廃止 (六四三・〃) 六

- ◎生活保護法に基づく指定居宅介護支援事業機関の廃止 (六四五・〃) 七

- ◎生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (六四六・〃) 八

- ◎生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (六四七・〃) 二

- ◎生活保護法に基づづく指定介護機関の事業所の所在地の変更 (六四八・〃) 三

- ◎保安林予定森林 (六四九・森林整備課) 三

- ◎保安施設地区の予定地 (六五一・道路課) 三

- ◎道路の区域の変更

- ◎道路の供用開始

- ◎市村の廃置分合に伴う東松浦郡及び唐津市の人口

- (六五四・市町村課) 四

- 市町の廃置分合に伴う藤津郡及び嬉野市の人口 (六五五・〃) 四
(医務課) 四

- 平成十八年歯科技工士試験の実施

- 海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 七

- 〃

訓 令 甲

- 佐賀県本庁決裁等規程の一部改正 (二一・職員課) 六

教 育 委 員 会 事 項

- 教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 (規則・二六) 六

- 佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (規則・二七) 五

- 佐賀県教育庁組織規則及び佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則 (規則・二八) 三

- 教科用図書採択地区の設定の一部改正 (告示・一四) 二〇

選 举 管 理 委 員 会 事 項

- 海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (告示・六七) 三

公 安 委 員 会 事 項

- 佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (告示・一二) 三

公 布 さ れ た 規 则 の あ ら ま し

- 知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 (規則第一三七号)

- 知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 (規則第一三七号)

- この規則は、知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等に

おける情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

- 2 電磁的記録による保存等を行うことができることとする書面の保存等の規定及びその保存等の方法について定めることとした。(第二条～第六条関係)

- 3 書面の作成を行うときに必要とされる署名等に代わる氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名によるものとした。(第七条関係)

- 4 この規則は、平成一八年一月一日から施行することとした。

- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三八号)

- 1 電磁的記録の備置き等を行う場合の方法について定めることとした。(第十九条～第二一条関係)

- 2 この規則は、平成一八年一月一日から施行することとした。(第二

- 佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第一三九号)

- 1 県土づくり本部交通政策部に新幹線整備推進課を置くこととした。(第二条及び第一〇条関係)

- 2 この規則は、平成一八年一月一日から施行することとした。

- 市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則(規則第一四〇号)

- 1 地方自治法の規定に基づき、平成一八年一月一日に唐津市及び嬉野市に係る合併が行われることに伴い、佐賀県土木事務所設置規則のほか三規則について、所要の改正を行なうこととした。

- 2 この規則は、平成一八年一月一日から施行することとした。

○規則

知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第百三十七号

知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十七年佐賀県条例第六十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項のうち、知事の所管に係るものについて定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(条例第三条第一項の規則で定める保存)

第三条 条例第三条第一項の規則で定める保存は、別表第一の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定による書面の保存とする。

(電磁的記録による保存の方法)

第四条 民間事業者等が、条例第三条第一項の規定により書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読み取り装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要

に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できる措置を講じなければならない。

(条例第四条第一項の規則で定める作成)

第五条 条例第四条第一項の規則で定める作成は、別表第一の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定による書面の作成とする。

(電磁的記録による作成の方法)

第六条 民間事業者等が、条例第四条第一項の規定により書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第七条 条例第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号) 第二条第一項に規定する電子署名をいう。)とする。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

別表第一 (第三条関係)

佐賀県食品衛生条例 (昭和三十四年佐賀県条例第九号)	第十一条	別表第一の法第五十条第二項に規定する公衆衛生上講すべき措置の基準の表の第一の第六号ヲ(3)
佐賀県種畜検査条例 (昭和三十四年佐賀県条例第三十三号)	第十三条	別表第一の法第五十条第二項に規定する公衆衛生上講すべき措置の基準の表の第一の第六号ヲ(3)
佐賀県屋外広告物条例 (昭和三十九年佐賀県条例第四十号)	第十七条の十二	第十一条
佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和六十年佐賀県条例第二十二号)		第十七条の十二
水産業協同組合法施行細則 (昭和二十四年佐賀県規則第六十四号)	第十三条	第十三条

佐賀県種畜管理規則 (昭和二十七年佐賀県規則第九号)	第十八条	第十五条第一項
知事の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 (昭和二十八年佐賀県規則第四号)	第十九条	第十五条第一項
佐賀県中小企業高度化資金貸付規則 (昭和四十六年佐賀県規則第十号)	第二十条	第十五条第一項
佐賀県証紙代金収納計器取扱規則 (昭和四十三年佐賀県規則第六十七号)	第二十一条	第十五条第一項
身体障害者福祉法施行細則 (平成五年佐賀県規則第十三号)	第二十二条	第十五条第一項
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (平成七年佐賀県規則第二十号)	第二十三条	第十五条第一項
佐賀県健康増進法施行細則 (平成十五年佐賀県規則第十四号)	第二十四条	第十五条第一項
佐賀県健康増進法施行細則 (平成十五年佐賀県規則第十二号)	第二十五条	第十五条第一項
佐賀県種畜検査条例	第二十六条	第十五条第一項
佐賀県屋外広告物条例	第二十七条	第十五条第一項
佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第二十八条	第十五条第一項
佐賀県種畜管理規則	第二十九条	第十五条第一項
佐賀県中小企業高度化資金貸付規則	第三十条	第十五条第一項
佐賀県証紙代金収納計器取扱規則	第三十一条	第十五条第一項
身体障害者福祉法施行細則	第三十二条	第十五条第一項
佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則 (平成十五年佐賀県規則第十一号)	第三十三条	第十五条第一項
佐賀県健康増進法施行細則	第三十四条	第十五条第一項

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第百三十八号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年佐賀県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の三条を加える。

（電磁的記録による備置きの方法）

第十九条 条例第七条第四項に規定する電磁的記録の備置きを行う場合の規則

で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に

備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これら

に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以

下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより備え置く方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含

む。）により読み取つてできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に

係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製す

るファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定により電磁的記録の備置きを行ふ場合

は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに

明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及

び書面を作成できる措置を講じなければならない。

（電磁的記録による作成の方法）

第二十条 条例第七条第四項に規定する電磁的記録の作成を行ふ場合の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法とする。

（電磁的記録による閲覧の方法）

第二十一条 条例第七条第四項に規定する電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合の規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法とする。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第百三十九号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「空港・交通課」を「空港・交通課 新幹線整備推進課」に改める。

第十条の空港・交通課の分掌事務の次に次のように加える。

新幹線整備推進課

一 新幹線の整備の推進に関すること。

二 新幹線の整備に伴う関連地域の振興に関すること。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古川康

附則

●佐賀県規則第一百四十号

市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則

(佐賀県土木事務所設置規則の一部改正)

第一条 佐賀県土木事務所設置規則（昭和二十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二項の工務第二課の分掌事務中「及び塩田町における事務」を削る。

別表の鹿島土木事務所の項中「鹿島市の区域」を「鹿島市の区域 嬉野市 の区域」に改める。

(佐賀県農林事務所管理規則の一部改正)

第二条 佐賀県農林事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の鹿島農林事務所の項中「鹿島市」の下に「嬉野市」を加える。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第三条 建築基準法施行細則（昭和三十六年佐賀県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表中「旧巣木町、旧相知町及び旧肥前町を除く。」鹿島市 を「旧七山村、旧巣木町、旧相知町及び旧肥前町を除く。」鹿島市 に、「芦刈町を除く。」を「芦刈町を除く。」嬉野市 に改め、「塩田町 嬉野町」を削り、「多久市 七山村」を「唐津市（旧七山村に限る。） 多久市」に改める。

(佐賀県建築計画概要書閲覧規則の一部改正)

第四条 佐賀県建築計画概要書閲覧規則（昭和四十八年佐賀県規則第六号）の

一部を次のように改正する。

第二条の表中「鹿島市」を「鹿島市 嬉野市」に改める。

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

●佐賀県告示第六百四十一号

民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条の規定により民生委員の定数を次のように定め、平成十八年一月一日から施行する。

なお、民生委員の定数（平成十七年佐賀県告示第六百三十二号）は、平成十七年十二月三十一日限り廃止する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古川康

○告示

◎佐賀県告示第六百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があつた。

市郡別	市町村名	定数	左のうち主任児童委員の定数
市 部	佐賀市	448	46
	唐津市	337	40
	鳥栖市	137	14
	多久市	79	10
	伊万里市	162	22
	武雄市	92	14
	鹿島市	95	12
	小城市	91	8
	嬉野市	74	4
佐賀 郡	川副町	48	4
	東与賀町	20	2
	久保田町	18	2
神 埼 郡	神埼町	39	2
	千代田町	26	2
	三田川町	21	2
	東脊振村	16	2
	脊振村	11	2
三 養 基 郡	基山町	34	2
	上峰町	21	2
	みやき町	68	6

市郡別	市町村名	定数	左のうち主任児童委員の定数
東松浦郡	玄海町	19	2
西松浦郡	有田町	34	2
	西有田町	25	2
杵島郡	山内町	26	2
	北方町	24	2
	大町町	30	2
	江北町	26	2
	白石町	72	6
藤津郡	太良町	29	2

●佐賀県告示第六百四十三号

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人弘佑会福田内科医院	佐賀市神野東三丁目一四番二六号	平成一七・九・一
福田医院	唐津市呼子町呼子一九五七番地	平成一七・九・二二二
はやし女性よろづクリニック	伊万里市立花町三九九二番地一	平成一七・一〇・一
草場整形外科	佐賀市赤松町一番九号	平成一七・一一・一
富士大和温泉病院	佐賀市富士町大字梅野一七二二番地一	平成一七・一〇・一
三瀬村国民健康保険診療所	"	"
六 佐賀市三瀬村藤原三二八二番地	平成一七・一〇・一	平成一七・一〇・一

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古川康

名 称	所 在 地	指定年月日
滝川内診療所	伊万里市東山代町滝川内一四七七番地一	平成一七・一一・一
ひげドクターのお元氣でクリニック	佐賀市大和町大字久池井一八三九番地四三	平成一七・一〇・一
医療法人草場整形外科	佐賀市赤松町一番九号	平成一七・一一・一
佐賀市立富士大和温泉病院	佐賀市富士町大字梅野一七二一番地一	平成一七・一〇・一
佐賀市立国民健康保険三瀬診療所	佐賀市三瀬村藤原三八八二番地六	平成一七・一一・一
岩松歯科医院	唐津市刀町一五〇一番地四	平成一七・一一・一
くが歯科医院	唐津市相知町町切八九八番地六、八九五番地一、八九八番地一	"
おおの薬局	杵島郡山内町大字大野六五七五番地一〇	平成一七・一〇・一

●佐賀県告示第六百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護機関から廃止の届出があつた。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古川康

(一) 廃止年月日 平成十七年九月三十日
(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

四	三	二	(三)
(一)	(一)	(一)	(二)
(二)	(一)	(一)	(二)
(三)	(一)	(一)	(二)
所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 訪問リハビリテーション	所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 訪問リハビリテーション	所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 訪問看護	所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問看護ステーションふじ
所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 訪問リハビリテーション	所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 訪問看護	廃止年月日 平成十七年九月三十日	所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問リハビリテーションふじ
所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 富士大和温泉病院組合	所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 富士大和温泉病院組合	廃止年月日 平成十七年九月三十日	所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 富士大和温泉病院組合
所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 富士大和温泉病院組合	所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 富士大和温泉病院組合	届出者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 富士大和温泉病院組合	所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 富士大和温泉病院組合

五 (一) (二) (三)
 名称 富士大和温泉病院
 所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一
 サービスの種類 居宅療養管理指導
 廃止年月日 平成十七年九月三十日

(一) (二) (三)
 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 富士大和温泉病院組合
 所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一

(一) (二) (三)
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 リハビリセンターふじ
 所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一

(一) (二) (三)
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 合資会社ファーストプレサージュ
 所在地 鳥栖市轟木町千三百六十八番地二

(一) (二) (三)
 事業所の名称及び所在地
 名称 ケアマネジメントふじ
 所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一

(一) (二) (三)
 事業所の名称及び所在地
 名称 ケアプランステーションベル
 所在地 鳥栖市轟木町千三百六十八番地二

六 (一) (二) (三)
 事業所の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 合資会社ファーストプレサージュ
 所在地 鳥栖市轟木町千三百六十八番地二

(一) (二) (三)
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 希望介護ステーション
 所在地 鳥栖市轟木町千三百六十八番地二

サービスの種類 訪問介護

◎佐賀県告示第六百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業機関から廃止の届出があつた。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古川

康

一 (一) (二) (三)
 廃止年月日 平成十七年九月三十日

所在地 小城市小城町百八十三番地十三

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 グループホームこころ小城

○佐賀県告示第六百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) (二) (三)
 指定年月日 平成十七年九月一日
 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 有限会社こがホールム

所在地 小城市小城町二百七十三番地十三

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 グループホームこころ小城

二 (一) 指定年月日 平成十七年六月一日	サービスの種類 認知症対応型共同生活介護	名称 有限会社ヴァンヴェール
三 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
三 (二) 名称 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家	所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号鍋島シェストビル一階	名称 デイサービスこもれび
三 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 福祉用具貸与	サービスの種類 通所介護
四 (一) 指定年月日 平成十七年十一月一日	所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号鍋島シェストビル一階	指定年月日 平成十七年十月一日
四 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地
四 (三) 名称 介護ショップふくしの家	名称 有限会社富永	名称 医療法人龍門堂
五 (一) 所在地 伊万里市立花町千八百五十番地六	所在地 伊万里市立花町千八百五十番地六	所在地 杵島郡山内町大字三間坂甲一万四千十七番地五
五 (二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
五 (三) 名称 デイサービス立花	名称 デイサービス立花	名称 大野病院ショートステイ
六 (一) 指定年月日 平成十七年十月二十日	所在地 伊万里市立花町千八百五十番地六	所在地 杵島郡山内町大字大野六千三百五十一番地一
六 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類 通所介護	サービスの種類 短期入所生活介護
六 (三) 名称 伊万里市立花町千八百五十番地六	所在地 伊万里市立花町千八百五十番地六	所在地 伊万里市新天町二番地五
七 (一) 指定年月日 平成十七年十月一日	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
七 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名称 株式会社やましげ	名称 株式会社やましげ
七 (三) 名称 伊万里市新天町二番地五	所在地 伊万里市新天町二番地五	所在地 伊万里市新天町二番地五
八 (一) 指定年月日 平成十七年十月一日	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
八 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名称 株式会社やましげ	名称 株式会社やましげ
八 (三) 名称 唐津市町田六百三十七番地一	所在地 唐津市町田六百三十七番地一	所在地 佐賀市兵庫町大字若宮字野中二千百二十五番地一
九 (一) 指定年月日 平成十七年十一月一日	サービスの種類 福祉用具貸与	サービスの種類 認知症対応型共同生活介護
九 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 佐賀市兵庫町大字若宮字野中二千百二十五番地一	所在地 伊万里市新天町二番地五
九 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類

八 (一) 指定年月日 平成十七年十一月一日	サービスの種類 福祉用具貸与	名称 有限会社ヴァンヴェール
九 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 佐賀市兵庫町大字若宮字野中二千百二十五番地一	所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一
九 (二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
九 (三) 名称 グループホーム佑紀苑佐賀	名称 グループホーム佑紀苑佐賀	名称 医療法人龍門堂
十 (一) 指定年月日 平成十七年十一月一日	サービスの種類 福祉用具貸与	サービスの種類 通所介護
十 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 伊万里市新天町二番地五	所在地 佐賀市兵庫町大字若宮字野中二千百二十五番地一
十 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類

九	(一) 名称 株式会社やましげ 所在地 伊万里市新天町二番地五 サービスの種類 福祉用具貸与 指定年月日 平成十七年十一月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人ナイスランド北方 所在地 杵島郡北方町大字志久四千五百二十八番地六 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 名称 グループホームきたがた 所在地 杵島郡北方町大字志久四千五百三十一番地十八 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十七年十月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 佐賀市立富士大和温泉病院 所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 名称 訪問リハビリテーションふじ 所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 訪問リハビリテーション 指定年月日 平成十七年十月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 シルバーケアふじ 所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 訪問入浴介護 指定年月日 平成十七年十月一日	(三) 名称 佐賀市立富士大和温泉病院 所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 佐賀市立富士大和温泉病院 所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 名称 佐賀市立富士大和温泉病院 所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 居宅療養管理指導 指定年月日 平成十七年十月一日

十二	(一) 指定年月日 平成十七年十月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 佐賀市立富士大和温泉病院 所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 訪問リハビリテーション
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 佐賀市立富士大和温泉病院 所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 訪問リハビリテーション 指定年月日 平成十七年十月一日	(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 佐賀市立富士大和温泉病院 所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 訪問リハビリテーション 指定年月日 平成十七年十月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 佐賀市立富士大和温泉病院 所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 訪問リハビリテーション 指定年月日 平成十七年十月一日	(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 佐賀市立富士大和温泉病院 所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 訪問リハビリテーション 指定年月日 平成十七年十月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社弘正 所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 訪問看護	(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 リハビリセンターふじ 所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一 サービスの種類 通所リハビリテーション 指定年月日 平成十七年十月一日

(三) 所在地 鳥栖市儀徳町二千二百三十八番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 特定施設入所者生活介護支援事業所南風 所在地 鳥栖市儀徳町二千二百三十八番地一 サービスの種類 特定施設入所者生活介護 指定年月日 平成十七年十一月一日	(三) 所在地 唐津市浜玉町南山千九百三十八番地一 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護 名称 有限会社ホツトライフ 指定年月日 平成十七年十一月一日
(二) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 介護サービス九州株式会社 所在地 福岡市早良区高取二丁目十七番四十三号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 つくしんぼのグループホーム唐津 所在地 唐津市和多田大土井二番三十五号 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十七年十一月一日	(二) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 介護予防型デイサービスセンターわくわく 所在地 佐賀市開成六丁目十四番一号 サービスの種類 通所介護 指定年月日 平成十七年十二月一日
(三) 所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ケアサービス童夢 所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六 サービスの種類 訪問介護 指定年月日 平成十七年十一月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ケアマエカワ 所在地 唐津市浜玉町南山千九百三十八番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グッドフィールド有限会社 所在地 唐津市元町千三百三十六番地六 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ケアサービス童夢 所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六 サービスの種類 訪問介護 指定年月日 平成十七年十一月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ケアマエカワ 所在地 唐津市浜玉町南山千九百三十八番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホームみかんの里 所在地 唐津市浜玉町南山千九百三十八番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホームみかんの里	(三) 所在地 唐津市浜玉町南山千九百三十八番地一 サービスの種類 通所介護 指定年月日 平成十七年十二月二十八日
(一) 指定年月日 平成十七年十月一日	(一) 指定年月日 平成十七年十月一日

●佐賀県告示第六百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十七年十月一日

(二)申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 佐賀市立富士大和温泉病院

所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一

(三)事業所の名称及び所在地

名 称 ケアマネジメントふじ

所在地 佐賀市富士町大字梅野千七百二十一番地一

指定年月日 平成十七年十一月一日

(二)(一)申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 グッドフィールド有限会社

所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六

(三)事業所の名称及び所在地

名 称 ケアプラン童夢

所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六

●佐賀県告示第六百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年十二月二十八日

		名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
一〇	鳥栖市曾根崎町二三三八二番	鳥栖市曾根崎町二三三八二番		
えみ	デイサービスセンター「ほほえみ」	デイサービスセンター「ほほえみ」		平成一五・二・一五

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一)保安林予定森林の所在場所

唐津市浜玉町鳥巣字スイモン田二九〇の一三、二九〇の一四

(二)指定の目的

水源のかん養

(三)指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する

市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二 (一)保安林予定森林の所在場所

唐津市厳木町広瀬字西宇土二八四、二四二六の一、二四二六の八、二四二六の二二

(二)指定の目的

水源のかん養

(三)指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する

市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県国土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県国土づくり本部森林整備課及び基山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第六百五十号

次の区域を保安施設地区の予定地とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古川康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号とを直線で結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

三養基郡基山町大字宮浦字中山二一一〇、二一五八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町

村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 指定の有効期間

三年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県国土づくり本部森林整備課及び基山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第六百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十二月二十八日から平成十八年一月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域
	変更前	変更後
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分字永吉良一〇 ○五番一地先から 鹿島市大字納富分字印鑰一一三 六番一地先まで	三四・〇 メートル 員 延 メートル 長
前	後	七〇・五 メートル 長
七・五	三一・〇 九・五 七〇・五	

●佐賀県告示第六百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十二月二十八日から平成十八年一月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧

に供する。

平成十七年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分子永吉良一〇〇五番一地先から 鹿島市大字納富分子印鑑二二二六番一地先まで	平成一七・一一・一八

◎佐賀県告示第六百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十一月二十八日から平成十八年一月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分子永吉良九九三番一地先から 鹿島市大字納富分子永吉良九八二番一二地先まで	平成一七・一一・一八

- 1 試験期日
 (1) 学説試験 平成18年2月15日(水)午前9時から午後4時30分まで
 (2) 実地試験 平成18年2月16日(木)午前9時から午後4時30分まで

- 2 試験の場所
 九州環境福祉医療専門学校 (鳥栖市古野町176番地の8)

- 3 受験資格
 次のいずれかに該当する者
 (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成18年3月31日までに卒業見込みの者

唐津市 一一一、一一九人

◎佐賀県告示第六百五十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第百七十七条第一項の規定により、平成十八年一月一日から藤津郡塩田町及び同郡嬉野町を廃し、その区域をもつて嬉野市を設置する場合の藤津郡及び嬉野市の人口を、次のとおり告示する。

平成十七年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

藤津郡 一〇・六六〇人
 嬉野市 一一〇・三九四人

○△印

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により、平成18年歯科技工士試験を次のとおり行います。

平成17年12月28日

佐賀県知事 古川 康

東松浦郡 六、七三八人

(2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成18年3月31日までに卒業見込みの者	とを証する書類、3の(4)に該当する者にあっては外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類
(3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者	(3) 写真2枚(出願前6月以内に上半身、脱帽、無背景及び正面で撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載したもの)
4 試験科目	9 受験手数料
(1) 学説試験	受験手数料36,000円を受験申込みの際、佐賀県収入証紙により納入してください。ただし、郵送により出願する場合は、定額小為替(受取人を指定しないこと。)を添付し、書留としてください。
歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規	なお、一度納入した手数料は、返還しません。
(2) 実地試験	10 合格発表等
歯科技工実技	合格者については、平成18年3月17日(金)に佐賀県庁玄関前の掲示板にその受験番号を掲示します。
5 試験方法	なお、合格者には合格証書を交付します。
6 受験願書受付期間	11 試験結果に係る個人情報の簡易開示
平成18年1月16日(月)から同年1月20日(金)まで(郵送の場合は、同年1月20日の消印のあるものまで受け付けます。)	佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定に基づき、この試験について、受験者は次により自己に関する個人情報を口頭により開示請求することができます。
7 受験願書の提出先	(1) 開示を行う期間 合格発表の日から1箇月間 (2) 開示を行う場所 佐賀県健康福祉本部医務課 (3) 開示を行う内容 科目別得点及び総合得点
佐賀県健康福祉本部医務課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)	なお、本人であることを証明するために、受験票を持参してください。
8 提出書類	12 その他
(1) 所定の様式の受験願書	(1) 受験票は、試験の当日必ず持参してください。 (2) 受験願書は、佐賀県健康福祉本部医務課において交付します。 (3) 受験手続その他の試験に関する詳細については、佐賀県健康福祉本部
(2) 3の(1)又は(2)に該当する者のうち、卒業した者にあっては卒業証明書、卒業見込みの者にあっては卒業見込み証明書(平成18年3月14日までに卒業証明書を提出してください。)、3の(3)に該当する者にあっては歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であるこ	

医務課(電話 0952-25-7073)に問い合わせてください。

また、のり養殖の好適地として極めて高い生産力を有し、のり養殖の生産額は全国第1位となっている。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第1項の規定により定めた佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、次のとおり公表する。

平成17年12月28日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、玄海と有明海というそれぞれにまったく異なる特性を持つ漁場で営まれている。平成15年の生産量は70千トン(うち海面漁業漁獲量21千トン)、生産額は217億円(うち海面漁業46億6千万円)となっているが、その概要は次のとおりである。

(1) 玄海地域

対馬暖流の影響下にある外洋性の芦岐水道及び唐津湾、伊万里湾などの内湾があり、また多くの離島や瀬、礁に恵まれて好漁場を形成している。

また、唐津港は西日本まき網漁業の水揚げ基地として大きな位置を占めており、水産流通、加工業が盛んである。

漁業就業者数は約1,800人、さらに流通、加工関係への就業者が約5,400人となっており、当地域では水産業が重要な産業のひとつとなっている。

(2) 有明海地域

有明海の湾奥部に位置し、最大6メートルにも及ぶ干満差により干潮時には広大な干潟が広がる。干潟は、筑後川などの河川の河口域を中心に発達しており、これらの河川によって大量の栄養塩が運び込まれるため肥沃度が高い。

このため、貝類を中心として多くの生物が高密度に棲息しており、エツ、ムツゴロウなど特異な環境に適応した独特的の生物が数多く棲息している。

また、のり養殖の好適地として極めて高い生産力を有し、のり養殖の生産額は全国第1位くなっている。

漁業就業者数は約3,400人にのぼり、水産業が地域経済の大きな柱のひとつとなっている。

2 近年の養殖業を除く漁獲の動向は、周辺海域の資源の減少などの影響により、全体としては減少傾向であり、中高級魚介類も減少傾向を示している。このため、総生産額は減少傾向を示しており、漁業者の経営は厳しい状況にある。このような状況が続けば、漁業者の減少はさらに続き、また、県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このため、県では従来から「つくり育て、管理する漁業」を推進しており、栽培漁業、資源管理型漁業の推進など、種々の海洋生物資源の保存、管理措置を講じているところである。この結果、漁業者の意識改革もみられ、くるまえび、まだい、ひらめ、うに、あわびなど魚介類の保存及び管理が図られるようになっているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るために、特定の魚種については漁獲可能量制度を導入することとし、国の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講ずることとする。

4 漁獲可能量制度により資源を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等、実効措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、年齢組成等資源の内容、資源をとりまく環境等についての、より詳細な科学的データ又は知見が必要である。したがって当初データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携のもと、資源調査体制の充実を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 なお、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、第1種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても従来からの資源管理型漁業を推進していくとともに、協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

7 本県では該当魚種について県外からの入漁はないが、入漁を受け入れるようになつた場合には、漁獲可能量制度について、他県からの入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成17年の知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
【まあじ】	平成17年1月～12月	若干
【まさば及びまさば】	平成17年1月～12月	若干
【するめいか】	平成17年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成18年の知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
【まあじ】	平成18年1月～12月	若干
【するめいか】	平成18年1月～12月	若干

第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量に関する実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

まあじを漁獲対象とする漁業は、中型まき網（1そうまき）、いわしあき網があるが、本県に定められた数量が若干であることから協定制度等による管理は行わない。しかし、現状の漁獲努力量を増加させることがない

よう、許可隻数については中型まき網は現状どおり、いわしあき網は現状どおりを目指として、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

6 また、資源管理の充実を図るために、資源管理型漁業を推進する」とし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

するめいかを漁獲対象とする漁業は、いか釣り漁業があるが、本県海域ではするめいかの漁場が形成されず、混獲による採捕が行われている。本県に定められた数量は若干であり、協定制度等による管理は行わないが、漁獲実績を把握し、現状の操業実態にあつた管理を行うことにより、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、今後とも「つくり育て、管理する漁業」を推進し、種苗放流による資源の添加や小型魚の保護等の取組を進めることする。

建築基準法（昭和25年法律第2011号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年12月28日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定定位	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
26	唐津市神田字内田2893番2、2894番15、2894番18、2894番25、2894番30及び2899番2	平成17年12月16日	6.00～6.02	99.72

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年12月28日

佐賀県知事 古川 康

以上の記載は、平成十八年一月一日前から施行する。

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
27 730番4	多久市北多久町大字小持724番32、724番4、728番3及び730番4	平成17年12月20日	6.00～6.01	38.18

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 記 件

● 佐賀県謹令甲第110号

本府

佐賀県本府決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第110号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月一十八日

佐賀県知事 古川 康

別表第三の空港・交通課の交通政策に関する事務の項の次に次のよろに加える。

(定義)

新幹線整備推進課	新幹線の整備の推進に係る	新幹線の整備計画の推進に	新幹線の整備計画の推進に
----------	--------------	--------------	--------------

新幹線整備推進課	新幹線の整備に伴う関連地域の振興に関する事務	新幹線の整備に伴う関連地域の振興に係る基本方針に關すること	新幹線の整備に伴う関連地域の振興計画に關すること	新幹線の整備に伴う関連地域の振興に関する事務を処理すること
----------	------------------------	-------------------------------	--------------------------	-------------------------------

● 佐賀県教育委員会規則第110号	教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則	教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を以て公布する。
委員長 杉町誠一郎	佐賀県教育委員会	平成十七年十一月一十八日

第一條	この規則は、佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年佐賀県条例第六十三号。以下「条例」といふ。）の施行に関し必要な事項のうち、教育委員会の所管に係るものについて定めるものとする。
(定義)	第一條 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例に

(条例第三条第一項の規則で定める保存)

第三条 条例第三条第一項の規則で定める保存は、次に掲げる条例等の規定による書面の保存とする。

一 佐賀県教育委員会の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則

(昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第十六号) 第十条第一項

二 佐賀県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和六十年佐賀県教育委員会規則第五号) 第十三条第一項

(電磁的記録による保存の方法)

第四条 民間事業者等が、条例第三条第一項の規定により書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シードィー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読み取り装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できる措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

する規則をいに公布する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

●佐賀県教育委員会規則第二十七号

佐賀県教育庁組織規則及び佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

(佐賀県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 佐賀県教育庁組織規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項の表の佐賀県教育庁藤津教育事務所の項中「鹿島市」を「鹿島市、嬉野市」に改める。

(佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県立学校の課程等に関する規則(昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

佐賀県立有田工業高等学校	全日制課程 定時制課程 (単位制による課程)	機械科、電気科、セラミック科、デザイン科 セラミック・デザイン科	昼間 夜間
佐賀県立塙田工業高等学校	全日制課程	機械科、情報技術科、電気科、建築科	昼間

」

工業高等学校	定時制課程 (単位制による課程)	セラミック・デザイン科	夜間
--------	---------------------	-------------	----

「佐賀県立神埼清明高等学校」

佐賀県立神埼清明高等学校	全日制課程	総合学科	昼間
--------------	-------	------	----

を

佐賀県立嬉野高等学校	全日制課程	総合学科	昼間
------------	-------	------	----

「」の規則は、平成十八年一月一日から施行する。

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十七年十一月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

●佐賀県教育委員会規則第二十八号

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和五十七年佐賀県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により

高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校（以下「併設型中学校」という）の在学者で当該併設型中学校における教育と一貫した教育を施す

高等学校（以下「併設型高等学校」という。）に引き続き入学しようとするもの又は併設型中学校の卒業者で当該併設型高等学校に在学するものは、前項の規定にかかわらず、当該併設型高等学校に志願し、又は在学することができる。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改める。

附則第三項中「許可された者の数」の下に「並びに併設型中学校の在学者で当該併設型高等学校の普通科に入学を許可されたものの数」を加える。

附則第四項の表中「千代田町」を「神埼市千代田町」に改める。

別表の東部の項中「神埼町、千代田町」を「神埼市」に、「三田川町、東脊振村」を「吉野ヶ里町」に改め、「脊振村」を削り、同表の北部の項中「、七山村」を削り、同表の西部の項中「鹿島市」の下に「嬉野市」を加え、「西有田町、山内町、北方町」を削り、「太良町、塩田町及び嬉野町」を「及び太良町」に改める。

附 則

「」の規則は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、別表の東部の項の改正規定（「三田川町、東脊振村」を「吉野ヶ里町」に改める部分に限る。）及び同表の西部の項の改正規定（「西有田町、山内町、北方町」を削る部分に限る。）は平成十八年三月一日から、附則第四項の改正規定及び別表の東部の項の改正規定（「神埼町、千代田町」を「神埼市」に改める部分及び「、脊振村」を削る部分に限る。）は平成十八年三月二十日から施行する。

●佐賀県教育委員会告示第十四号

教科用図書採択地区の設定（平成十七年佐賀県教育委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

別表の唐津市・東松浦郡地区の項中「七山村及び」を削り、同表の鹿島市・藤津郡地区の項を次のように改める。

鹿島市・嬉野市・藤津郡地区	鹿島市 嬉野市 藤津郡(太良町)
---------------	------------------------

附 則

この告示は、平成十八年一月一日から施行する。

○ 選挙管理委員会事項

● 佐賀県選挙管理委員会告示第六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項に規定する海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 松浦海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

七七一人

二 佐賀県有明海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一、五五二人

(四)

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

● 佐賀県公安委員会規則第十一号

佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(佐賀県警察組織規則の一部改正)

第一条 佐賀県警察組織規則（平成六年佐賀県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表の佐賀県唐津警察署の七山警察官駐在所の項を次のように改める。

七山	川	七山藤	唐津市のうち、七山白木、七山藤川、七山馬川、七山荒川、七山池原、七山木浦、七山仁部、七山滝川
----	---	-----	--

別表第一の二の表の佐賀県唐津警察署の鏡警察官駐在所の項中「唐津市鏡」を「」鏡に改め、同表の佐賀県鹿島警察署の久間警察官駐在所の項、塩田警察官駐在所の項、大草野警察官駐在所の項及び五町田警察官駐在所の項を次のように改める。

久間警察官 駐在所	嬉野市塩田町	嬉野市久間	嬉野市久間
塩田	大字馬場下	嬉野市馬場下	嬉野市馬場下（塩吹、鍋野を除く。）
大草野	大字大草野	嬉野市大草野	嬉野市大草野（塩吹、鍋野）、大字大草野、大字五町田（南、辺田、谷、熊野を除く。）、大字真崎、大字谷所）
五町田	大字谷所	嬉野市五町田	嬉野市五町田（南、辺田、谷、熊野を除く。）、大字真崎、大字谷所）

佐賀県公安局委員会

委員長 檜 垣 南治子

別表第一の二の表の佐賀県嬉野警察署の今寺警察官駐在所の項、不動山警察官駐在所の項及び吉田警察官駐在所の項を次のように改める。

今寺警察官 駐在所	嬉野市嬉野町 大字下宿 (今寺)	嬉野市嬉野町 大字下宿 (大字下 野(下吉田を除く。)、大字下宿 (今寺))
不動山 警察官 駐在所	嬉野市嬉野町 大字不動山 (大字吉田)	嬉野市嬉野町 大字不動山 (大字不 動山、大字岩屋川内(下岩屋を 除く。)、大字下宿(湯野田))

別表第一の五の表の佐賀県嬉野警察署の項を次のように改める。

"嬉野警察署 湯野田を除く。)、大字岩屋川内 (下岩屋)

(佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第二条

佐賀県道路交通法施行細則(昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三

号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の九州横断自動車道(長崎大分線)の項及び一般国道第三四

号の項中「藤津郡」を「嬉野市」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。